

搬送先医療機関の誤認による到着時間の遅延について

1 発生日

令和8年9月12日(土)

2 傷病者

男性 70歳代(重症)

3 事案の概要

上記の発生日において、四街道市内に救急出動した四街道市消防署救急隊が、傷病者を搬送するため医療機関(A)へ受け入れの連絡をするところ、誤って別の医療機関(B)へ連絡を行い、その誤りに気付かないまま医療機関(A)へ搬送しました。

その後、連絡済みの医療機関(B)へ搬送し、病院収容までに10分程度の遅延が生じたものです。

4 傷病者ご家族への説明

ご家族に対し、本事案の経緯及び医療機関への到着が遅延したことについて説明し、謝罪をいたしました。

5 搬送先医療機関の見解

搬送先医療機関からは、「医療機関への到着の遅延が傷病者に与えた影響はない。」との見解を受けております。

6 今後の再発防止対策について

現在、事案の経緯及び原因について詳細な検証を進めております。

今後、原因を明らかにした上で、搬送先医療機関の確認体制及び手順の見直しを行い、職員への周知・教育を徹底するなど、再発防止に努めます。

【消防長コメント】

救急業務は、傷病者の生命及び身体に直接関わる重要な業務であり、その遂行に当たっては、迅速かつ適切な判断と確実な確認が求められます。今回、このような事案を発生させたことについて、消防本部として重く受け止めております。

傷病者、ご家族、また関係の皆さまに対し、深くお詫び申し上げます。

今後、このような事案を発生させないよう、本事案を検証し、再発防止に全力で取り組んでまいります。

お問い合わせ先
消防本部総務課
担当：高梨
☎ 043-422-0119